

7月20日(日)投票日 参議院議員通常選挙に投票できる方(※)

年齢要件	平成19年7月21日までに生まれた方
住所要件	令和7年4月2日以前から引き続き住民基本台帳に記載されている方

(※) 日本国籍を有する方に限ります。

【最近、ご住所を変更された方は次の表のとおりになります。】

届出の別	届出の日、条件等 (転出の場合は異動日)	投票できる住所地、条件等
(1) 堺市内で転居の届出をされた方	令和7年6月19日以前	新住所地で投票できます。
	令和7年6月20日以降	前住所地で投票できます。
(2) 転入の届出をされた方	令和7年4月2日以前	新住所地(堺市)で投票できます。
	令和7年4月3日以降	前住所地(他市町村)で選挙人名簿に登録(注)されていれば前住所地で投票できます。
(3) 転出の届出をされた方	令和7年3月3日以前	新住所地(他市町村)で選挙人名簿に登録(注)されていれば新住所地で投票できます。
	令和7年3月4日以降、投票する日以前 (投票できる期間は、期日前・不在者投票を含め7月4日から7月20日です。)	新住所地(他市町村)で選挙人名簿に登録がなく、投票する日現在において、前住所地(堺市)で選挙人名簿に登録(注)されていれば前住所地(堺市)で投票できます。

(注) 選挙人名簿に登録されているかどうかは、前住所地または新住所地の選挙管理委員会にご確認ください。